

# 藤枝市がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱

## 第1 趣旨

市長は、住民の生命の安全を確保するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づき、がけ地に近接し、危険な住宅（以下「危険住宅」という。）の移転を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

## 第2 定義

この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の各号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき県知事が静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。）第3条の規定により指定した災害危険区域
- (2) 法第40条の規定に基づき県条例第10条の規定により建築を制限している区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。次号において「土砂災害防止法」という。）第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (4) 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

2 この要綱において「移転事業」とは、危険住宅を安全な場所へ移転させる事業をいう。

## 第3 補助の対象及び補助金の額

補助金の交付の対象となる経費、補助限度額及び補助率は、別表のとおりとする。

## 第4 交付の申請

補助金の交付を申請しようとする者は、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新住宅及び現住宅の位置図・案内図
- (2) 現住宅の敷地平面図
- (3) がけ断面図
- (4) 新住宅の土地及び現住宅の写真
- (5) 住民票（居住者全員分）の写し
- (6) 解体費用の見積書
- (7) 融資証明書（解体費用のみの場合を除く。）
- (8) 誓約書
- (9) 納税通知書（土地、建物）の写し
- (10) 登記事項要約書（土地、建物）の写し
- (11) その他市長が必要と認める図書

## 第5 交付の決定

市長は、第4による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

## 第6 計画の変更等

### 1 計画変更承認申請

申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、るときは、あらかじめがけ地近接危険住宅移転事業計画変更承認申請書（第3号様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費の額の変更
- (2) 補助金の額の変更

### 2 計画変更承認

市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

## 第7 補助事業の廃止

申請者は、補助事業の廃止をしようとする場合は、がけ地近接危険住宅移転事業計画廃止届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

## 第8 実績報告書

補助対象者が危険住宅の移転を完了したときは、完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（第7号様式）に、次に掲げる図書を添えて市長

に提出しなければならない。

- (1) 新住宅の平面図（転居の場合を除く。）
- (2) 新住宅の土地の登記事項証明書（転居の場合を除く。）
- (3) 新住宅及び旧住宅跡地の写真
- (4) 新住宅の登記事項証明書
- (5) 住民票の写し
- (6) 解体費用の領収書の写し
- (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）  
第10条の規定による届出書の写し
- (8) 借地契約書（新住宅の土地について借地契約を行う場合に限る。）の写し
- (9) 融資契約書（解体費用のみの場合を除く。）の写し
- (10) 貸付金残高証明（解体費用のみの場合を除く。）
- (11) 融資の利子計算書（解体費用のみの場合を除く。）
- (12) 新住宅建設に係る契約書（新住宅に対し融資を受ける場合に限る。）の写し
- (13) 新住宅の土地に係る契約書（新住宅の土地に対し融資を受ける場合に限る。）の写し
- (14) その他市長が必要と認める図書

## 第9 補助金額の確定

市長は、第8による実績報告書を受領した場合には、その内容を審査し現地調査を行い、補助事業が適切に実施されたと認めたときは、補助の交付額を確定し、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金確定通知書（第8号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

## 第10 補助金の請求

申請者は、第9の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書（第9号様式）を提出しなければならない。

## 第11 補助金の返還等

市長は、補助金の交付を受けた補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、補助金の交付を取り消し、又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定内容又は、それに付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

## 第 1 2 報告及び検査

市長は、補助金の交付後必要があるときは、補助対象者に対し報告を求め、又は、検査を行うことができる。

## 第 1 3 標識の設置

市長は、危険住宅の移転事業が完了したときは、危険住宅の除却工事を行った跡地の見やすい場所に標識を設置するものとする。

## 第 1 4 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（昭和 52 年 4 月 1 日告示 45 号）

（施行期日）

1 この要綱は、昭和 5 2 年の補助金から適用する。

（岡部町の編入に伴う経過措置）

2 岡部町の編入の日の前日までに、岡部町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱（平成 19 年岡部町告示第 156 号）の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成 20 年 12 月 19 日告示 146 号）

この告示は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 1 日告示 124 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日告示 100 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 3 0 日告示 15 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 2 年 2 月 1 2 日告示 15 号）

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の藤枝市がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱の規定及び様式により通知されている書類は、改正後の藤枝市がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱の相当する様式により通知された書類とみなす。

別表（第2関係）

対象経費	補助限度額	補助率
移転を行う者に対して、危険住宅の除去等に要する経費	1戸当たり 975 千円を限度とする。	10/10
移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地取得を含む。）及び改修に要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり 7,318 千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とする。	10/10